

# 日本防菌防黴学会誌投稿規定

平成29年7月14日改正

## 1. 投稿資格

原著論文、短報の投稿者は本学会の正会員あるいは学生会員に限る。ただし会員以外の共著者を含むことは差し支えない。

## 2. 著作権

本誌に投稿された記事についての著作権は、日本防菌防黴学会に帰属する。

## 3. 投稿原稿

3.1 投稿原稿の種類（以下1および2を論文とよぶ）：

1) 原著論文、2) 短報、3) 総説、4) 解説、5) 講座、6) 資料、7) トピックス、8) 会員通信、9) その他とする。

3.2 使用言語：日本語とする。ただし、論文に用いられる図と表の説明文は英語とする。

3.3 投稿原稿：原稿作成は本学会規定の投稿規定および執筆要項に従い、必ずPCで作成し、電子媒体（FD、CD、USBメモリー等）に保管する。電子媒体にはハードウェア機種とそのメーカー名、ソフトウェア、ファイル名等を明記しておく。この規定および執筆要項にそわないときには、受付に先立って修正を求めることがある。

3.4 投稿原稿の受付および受理年月日：投稿原稿の本会到着日を受付年月日とし、審査を経て、編集委員会が掲載可と認められた期日を受理年月日とする。

## 4. 投稿原稿の内容および形式

4.1 原著論文：以下の1) から3) に該当するものを原著論文と呼び、いずれかを選択する。

- 1) 防菌防黴に関する有意義な新事実や新技術を含むもの。
- 2) 防菌防黴に関して開発した有用な技術や方法について実用に供しうる内容をまとめたもの。
- 3) 防菌防黴に関する学術調査を行い、そのデータをもとに考察してまとめたもの。

ただし、他の出版物に未発表のものに限り、原則として図表を含めて刷り上がり8ページ以内とする。

4.2 短報：防菌防黴に関する有意義な新技術、新事実を含み、少ない内容で完結しているもの。他の出版物に未発表のもので、原則として図表を含め、刷り上がり4ページ以内とする。

4.3 総説：防菌防黴分野に関する多くの研究報告に基づいた一連の成果を要約し、論説したもの。原則として刷り上がり14ページ以内とする。

4.4 解説：防菌防黴分野に関する有用な理論、技術な

どを平易かつ簡潔に解説したもの。原則として刷り上がり8ページ以内とする。なお、集約的なテーマでまとめられる場合は、特集として構成されることがある。

4.5 講座：防菌防黴分野に関する理論、技術、実験方法などを体系づけたもので、一年程度継続するもの。原則として刷り上がり8ページ以内とする。

4.6 資料：防菌防黴分野に関する改正された法律や基準、有用なデータなどを客観的かつ簡潔に要約したもの。原則として図表を含め、刷り上がり6ページ以内とする。

4.7 トピックス：防菌防黴に関する緊急を要する情報や最新の話題などを適宜紹介するもの。刷り上がり2ページ（図表を含む）以内とする。

4.8 会員通信：防菌防黴に関する問題提起やコメント、意見などを公表するもの。原則として刷り上がり2ページ以内とする。

4.9 その他：培養（会員の声）、質問帖など。なお、培養（会員の声）は刷り上がり1頁（2200字）以内とする。質問帖については質問が原稿用紙1枚（200字程度）、回答が3枚（600字）程度とする。

## 5. 原稿の審査・変更・再提出・掲載

5.1 論文およびその他の全ての投稿された原稿の採否は編集委員会が決定する。

5.2 一度提出された原稿には編集委員会の承諾なしに変更を加えてはならない。

5.3 編集委員会は投稿原稿について訂正、補筆および疑義の説明を求めることがある。

5.4 編集委員会は投稿原稿についての種類（3.1投稿原稿の種類を参照）の変更を求めることがある。

5.5 訂正などを求められた原稿は速やかに再提出しなければならない。特別の理由もなく返送の日から2ヶ月以内に再提出されない場合には、投稿を取り下げたものと判断する。なお、2ヶ月以上を経て再提出された原稿は新たに投稿されたものとする。

5.6 審査を経て、掲載可と認められた論文は受理年月日の順に掲載する。

## 6. 投稿手続

6.1 論文の投稿に際しては以下の(1)~(5)とそれらのコピー2部（計3部）を添えて提出する。電子媒体原稿は受理された段階で、後日提出する。

(1)投稿カード（日本防菌防黴学会誌巻末の用紙を使用。または、日本防菌防黴学会 HP から入手。原稿の表紙に添付）

(2)英文要約（原著論文、短報は200語以内）およびその和訳

(3)キーワード（5個程度）

(4)本文（図、表、写真などを含む）

(5)文献カード用の内容大意（表題、著者名、所属を含めて500字以内）

6.2 論文以外のものは上記6.1の(1)及び(5)、正本とコピー各1部および電子媒体を添えて提出する。

6.3 提出された電子媒体は原則として返却しない。

## 7. 倫理規定

7.1 人体を対象とした論文は「ヘルシンキ宣言」（1964年、2013年修正（ブラジル版））の精神に則り、文部科学省・厚生労働省「疫学研究に関する倫理指針」、厚生労働省「臨床研究に関する倫理指針」、あるいは、文部科学省・厚生労働省・経済産業省「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」等を遵守して行われた研究であること。いずれの場合も所属機関等の倫理審査委員会等で承認された研究である旨を投稿論文中に記載すること。

7.2 動物を用いた論文は、「動物の愛護及び管理に関する法律」、厚生労働省「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」および環境省「動物実験の飼育及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の趣旨に基づき、所属機関等が定める動物実験ガイドライン等を遵守して行われた研究であること。所属機関等の委員会等で承認された研究である旨を投稿論文中に記載すること。

## 8. 利益相反

8.1 投稿に際しては、利益相反（Conflict of Interest：COI）に関する情報開示を必要とする。著者は、投稿論文において研究の遂行や、論文の作成にバイアスをもたらす可能性がある全ての利益関係（金銭的・個人的関係）を開示すること。

8.2 開示が必要とされる利害関係は、以下に例示するものとする。

- 1) 営利団体（企業）からの研究助成金、寄附講座に関する寄附金の受領
- 2) 営利団体（企業）からの謝礼
- 3) 特許権使用料・ライセンス料
- 4) 雇用、顧問契約など
- 5) その他の報酬（旅費や贈答品等）の供与

8.3 利益相反に関する情報開示は、本文の最後（文献の前）に「利益相反」と見出しを付けて記載すること。詳細は日本防菌防黴学会誌執筆要項を参照のこと。

## 9. 校正

著者校正を原則として1回行う。校正刷は受け取ったのち、6日以内に校正して速達で返送する。期限に遅れた場合は編集部の校正で校了とすることがある。なお著者校正の際、印刷上の誤り以外の字句、図、表、写真などの挿入、削除は原則として認めない。このような訂正を必要とする場合には、その実費を著者負担とする。

## 10. 印刷費用

10.1 図および写真は投稿された原図より製版する。

10.2 カラー印刷、アート紙への印刷を希望する場合には、その実費を著者負担とする。

10.3 論文別刷は有料とし、著者は50部以上購入しなければならない。また希望部数は、投稿カードに記入する。なお別刷には表紙が付く。その料金は別途定める（下表参照）。

10.4 刷り上りページ数が原著論文では8ページ、短報は4ページを越えた場合、超過分の費用を著者が負担する。（1ページにつき10,800円）

なお、印刷費用は平成30年1月1日より適用する。

## 11. 掲載後の正誤・訂正

印刷上の誤りについては、著者の申し出があった場合に掲載する。ただし、印刷上の誤り以外の訂正などは著者の申し出を編集委員会が妥当と認めた場合にのみ掲載し、費用を著者負担とする。

## 12. 掲載料

原著論文、短報の掲載料は1報につき5,400円とし、掲載後徴収する。

なお、掲載料は平成26年4月1日より適用する。

## 13. 原稿の提出先

原稿は投稿規定・執筆要項を遵守し、下記に送付する。

〒550-0005 大阪市西区西本町1丁目13番38号  
（新興産ビル）

日本防菌防黴学会 編集委員会 宛

〔電話(06)6538-2166 FAX(06)6538-2169〕

振替口座 00930-1-317535

日本防菌防黴学会誌 別刷代（表紙付きのため掲載頁数に2頁を加えて算出下さい）

部数 頁	50	100	200	300
1～4	10,800	12,960	16,200	17,280
5～6	12,960	15,120	18,360	20,520
7～8	15,120	17,280	20,520	23,760
9～10	17,280	19,440	22,680	27,000
11～12	19,440	21,600	24,840	30,240
13～14	21,600	23,760	27,000	33,480

上記価格（単位：円）は平成30年1月1日より適用する。消費税は含まれていません。

（注）1. 会誌別刷料金および掲載料金については変更になることがあります。

2. 別刷の仕上りは本誌を複写して作製しますので、写真等の仕上りが若干不鮮明になります。